

狭保 第 2141-2 号
令和 5 年 4 月 3 日

管内食品衛生協会長 様

埼玉県狭山保健所長 辻村 信正

イベント計画における感染機会及び食品事故防止について（依頼）

当所の感染症蔓延防止対策及び食品衛生行政の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、5月に新型コロナウイルス感染症の法的位置付けが変更予定であり、地域振興を目的とした食品提供を含むイベント等の相談が増加しております。

現在イベント等での食品の提供には、主催者責任で行う臨時出店があります。今般この臨時出店を規定する「行事に伴う食品の臨時出店に係る取扱要領」が改正されましたのでお知らせします。

新要領では、具体的な行事や出店者の出店日数等の定義が明記され、市町村役場が主催、共催する等の地域振興イベントにおいては、他の出店も含め、年間4回以内、連続3日以内で、年間合計8日以内の出店とされました。従って行事主催者の判断において、固定店舗の食品等事業者であっても改めての営業許可を要しないものとされています。

しかし、臨時出店においては、食品の提供責任及び出店者の指導監督の所在は行事主催者にあり、保健所は各出店者への指導監督権がなく、行事主催者への助言にとどまるものです。このため、保健所による許可のある会場周辺の固定店舗内での飲食の誘導や、キッチンカーの積極的な導入を強くお勧めします。

今般の当該要領の改正を受け、別添「知っておきたいイベントでの食品事故防止の手引き」を更新しましたので、計画に御活用くださるようお願いいたします。

なお、貴協会員への周知について、御協力くださるよう併せてお願いいたします。

担当 生活衛生・薬事担当
〒350-1324 埼玉県狭山市稲荷山2-16-1
電話 04-2941-6535 (代表) FAX 04-2954-6615
E-mail f5462122@pref.saitama.lg.jp (担当代表)